

平成 30 年度 介護福祉士修学資金貸付 申請に関する留意点

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

1. 貸付対象者について

介護福祉士養成施設に在学する方で、卒業後、介護福祉士として、滋賀県内※の社会福祉施設・事業所等にて就労し、介護等の業務に従事する意思を有する方。（※一部例外あり 介護福祉士修学資金貸付事業実施要綱第 3 条参照）

2. 申込み（申請）について

申込み（申請）書類は、入学後、指定介護福祉士養成施設（在学の大学・専門学校等）を通じて、滋賀県社会福祉協議会に提出していただきます。

※指定介護福祉士養成施設（学校）によって受付の窓口、方法、期間は異なりますので、必ず学校側にご確認ください。

3. 所得を証明する書類等の提出について

(1) 以下の例を参照に、平成 29 年度の所得を証明する書類※を提出して下さい。

※「源泉徴収票」または「確定申告書（第一表・第二表）」の写し、もしくは「所得証明書」の原本

(2) 生活費加算（要綱第 5 条（1）①工）を希望される方は、「保護変更決定通知書」の写し、「（住民税）非課税証明書」、「国保等減免証明書」等を提出して下さい。

【例：申請者の生計を支える世帯の所得証明書の提出】

例	対象者	証明書類	備考
例 1 家族と同居している場合	申請者	△	成年者に限り必要
	申請者の父・母	○	連帯保証人となっているどちらか必要
	申請者の兄弟	×	
	祖父母	×	
2 家族・親族等から仕送り等の援助を受けている場合	申請者	△	成年者に限り必要
	仕送り等申請者へ援助しているものが属する世帯	○	申請者と同一世帯とみなすので、援助世帯である生計支持者の所得証明書が必要
例 3 独立して生計をたてている場合	申請者	○	収入の有無にかかわらず必要
	連帯保証人	△	1 名必要（主とする方）

4. 他制度利用の場合について

(1) 指定介護福祉士養成施設への修学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。

【例】 職業訓練

による介護福祉士養成科の受講者

生活福祉資金の修学に関する資金を借用中の者

母子、父子寡婦福祉資金の修学に関する資金を借用中の者

市町等自治体が独自で実施している修学に関する資金を借用中の者

(2) 日本学生支援機構、日本政策金融公庫「国の教育ローン」、その他指定介護福祉士養成施設等の奨学金等を活用している方においては、滋賀県社協が真に必要と認める場合、この貸付を活用することができます。

※上記制度を利用している方で、申請を希望される場合はお問い合わせください。

5. 連帯保証人について

(1) 連帯保証人は貸付金を確実に返済できる収入等がある方で、申請書面によりその同意をいただきます。

(2) 連帯保証人は借受人と連帯して債務負担するものとし、保証債務は延滞利子を包含するものとしします。

(3) 申請者が未成年の場合、1名は法定代理人でなければなりません。

6. 外国人留学生在が申請する場合について

・外国籍の方は、在留資格を確認する必要がありますので、住民票に在留資格の記載があるものを提出してください。在留資格が省略されている場合は、在留カードのコピーを添付していただく必要があります。

7. その他

(1) 「平成30年度介護福祉士修学資金貸付募集要綱」は本会のHPから閲覧、ダウンロードできます。

(2) 貸付可否の決定に際しては審査があり、結果を通知します。

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 介護・福祉人材センター
〒525-0032 滋賀県草津市大路一丁目1-1
ガーデンシティ草津・エルティ 932 3階
TEL：077-567-3925 FAX：077-567-3928
ホームページ：<http://www.shigashakyo.jp/>